

山口市オンライン学習通信環境整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童・生徒が、感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時だけでなく、通常の家学習においてもICTを活用したオンライン学習に取り組めるよう家庭における通信環境整備を促進するに当たり、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（以下「保護者」という。）の負担軽減を図るため、家庭における通信環境整備に係る費用を補助するオンライン学習通信環境整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助の対象となるのは、小学校又は中学校に在籍する児童・生徒が、家庭において常時インターネットを活用して家学習を行うことができるよう、通信環境の整備を新たに行った世帯で、山口市就学援助費交付要綱に基づき認定を受けた児童・生徒の保護者（以下「対象者」という。）とする。ただし、生活保護法の規定による保護を受けているものは対象外とする。

2 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者（同一世帯員を含む。）は、同じ居住地において再度、同補助金の交付を受けることはできないものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、前条に規定する対象者（同一世帯員を含む。）が負担する工事費、通信機器の購入又は賃借に係る費用、契約手数料など、オンライン学習通信環境整備に係る初期費用とし、端末機に係る費用は含めないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1世帯当たり2万8千円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、通信環境を整備した年度内にオンライン学習通信環境整備費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) インターネット回線の申込みをしたことがわかる書類
- (2) 工事明細書又は通信機器購入明細書等補助対象経費がわかる書類
- (3) 補助対象経費を支払ったことがわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することを決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては、オンライン学習通信環境整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、また、交付しないことを決定した者に対してはオンライン学習通信環境整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、補助対象者に対し、補助金の全額を補助対象者が指定した口座へ随時振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、オンライン学習通信環境整備費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

(返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助金の全額又は一部の返還を求めるものとする。

(モバイルルーターの貸出申出)

第10条 通信環境の整備に当たり、モバイルルーター（以下「ルーター」という。）の貸出しを受けようとする者は、オンライン学習用モバイルルーター貸出申込書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、貸出台数の範囲内においてルーターを1世帯に1台貸し出すものとする。

(利用期間及び利用料)

第11条 ルーターの貸出期間は、申込日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再申請は妨げない。

2 ルーターの利用料は、無償とする。ただし、通信にかかる費用は、ルーターの貸出

しを受けた者（以下「利用者」という。）の負担とする。

（維持管理）

第12条 利用者は、ルーターの維持管理を善良に行うとともに、他の者に転貸してはならない。

2 利用者の重大な過失や故意により、ルーター等に損害を与えた場合には、ルーターの修繕等に係る費用は利用者の負担とする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 山 口 市 長

保護者 住 所
氏 名
連絡先

※申請者本人が手書きされない場合は、記名押印してください。

オンライン学習通信環境整備費補助金交付申請書兼請求書

山口市オンライン学習通信環境整備費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

申請にあたり、内容審査に必要となる令和7年度就学援助費受給状況について、山口市教育委員会が確認することに同意します。

記

1 対象児童・生徒（小・中学校在学）

氏 名	続 柄	生 年 月 日	学 校 名	学 年
		・		
		・		
		・		

2 補助金交付申請額 金 円

3 補助対象経費内訳

工事費 円
機器代（購入・賃借） 円
契約手数料 円
その他（ ） 円

4 添 付 書 類

- ①インターネット回線の申込みをしたことがわかる書類
②補助対象経費の内訳がわかる書類
③補助対象経費を支払ったことがわかる書類
④その他（ ）

5 過去、申請した住所におけるこの補助金の交付の有無 有 ・ 無

振込口座 (申請者名義の口座)	1. 就学援助費と同じ申請者名義の口座へ振込						
	2. 下記申請者名義の口座へ振込希望						
	金 融 機 関 名		預金種別	口座番号（右詰めで記入のこと）			
	銀行		普通・当座				
	金庫	支店	口座名義	フリガナ			
	農協	出張所					
		支所					

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

山 口 市 長

オンライン学習通信環境整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、オンライン学習通信環境整備費補助金につきましては、下記のとおり交付することを決定しましたので、山口市オンライン学習通信環境整備費補助金交付要綱第6条第2項に基づき通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 この補助金の交付対象は、年 月 日付けで申請のあったオンライン学習通信環境整備費補助金交付申請書の補助対象経費内訳のとおりとする。
- 3 交付の条件は、山口市オンライン学習通信環境整備費補助金交付要綱によるものとする。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

山 口 市 長

オンライン学習通信環境整備費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、オンライン学習通信環境整備費補助金につきましては、審査の結果不交付となりましたので、山口市オンライン学習通信環境整備費補助金交付要綱第6条第2項に基づき通知します。

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

山 口 市 長

オンライン学習通信環境整備費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しましたオンライン学習
通信環境整備費補助金につきましては、交付決定の取消しをしたので、山口
市オンライン学習通信環境整備費補助金交付要綱第 8 条第 2 項に基づき通知
します。

記

1 取消理由

年 月 日

(宛先) 山 口 市 長

保護者 住 所
氏 名
連絡先

※申請者本人が手書きされない場合は、記名押印してください。

オンライン学習用モバイルルーター貸出申込書

山口市オンライン学習通信環境整備費補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、
モバイルルーターの貸出を申し込みます。

申込にあたり、内容審査に必要となる令和 7 年度就学援助費受給状況について、
山口市教育委員会が確認することに同意します。

記

1 対象児童・生徒（小・中学校在学）

氏 名	続 柄	生 年 月 日	学 校 名	学 年
		・		
		・		
		・		

2 貸出希望期間

年 月 日から 年 月 日まで

注) 貸出期間は申込日が属する年度末までとする。

3 ルーターの取扱いに関する同意事項（同意する場合は□に✓を記入する。）

- ☐ 家庭に通信環境が整備されていないこと。
- ☐ ルーターの維持管理を善良に行うとともに、他の者に転貸しないこと。
- ☐ 申込者の重大な過失や故意により、ルーター等に損害を与えた場合には、ルーターの修繕等に係る費用を負担すること。
- ☐ 貸与後は通信契約を必ず行うこと。

担当課使用欄

審査結果	貸出機材の管理番号	貸出日	返却日
可・不可			